

# 食品衛生法施行条例の改正について

## 1 条例改正に至った経緯

- (1) 平成 30 年 6 月の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の改正により，許可を取得すべき業種について現行の営業実態に応じた業種への見直し（現行 34 業種→32 業種）がなされるとともに，食品事業者の届出制度が創設されました。
- (2) 食品営業施設の許可要件である施設基準については，食品衛生法第 51 条に基づき，各自治体が条例で定めており，本県は食品衛生法施行条例（平成 12 年宮城県条例第 33 号，以下「条例」という。）第 4 条（施設基準）に規定していました。
- (3) 許可業種の再編に伴い，各自治体が独自に規定していた「施設基準」が，全国平準化を目的とした「参酌基準」として令和元年 12 月に改正された食品衛生法施行規則（昭和 23 年 7 月 13 日厚生省令第 23 号，以下「省令」という。）に定められ，この基準を元に各自治体にて基準の規定を行うことを求められたことから，県条例の改正を行うものです。

## 2 改正の内容

- (1) 省令参酌基準に合わせた施設基準の見直し
- (2) 食品営業許可証等の掲示について規定
- (3) 営業許可証の書換え交付，再交付について規定
- (4) 許可業種再編に伴う許可申請手数料の改正及び営業許可証の書換え交付，再交付規定の設定に伴う交付申請手数料を規定
- (5) その他，所要の改正を行うもの

## 3 条例施行日

令和 3 年 6 月 1 日